上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第１項の規定に基づき、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第２項において準用する建築基準法第92条の２の規定により許可に付す条件）

（注意）この通知書は、大切に保存しておくこと。

様式第17（第五十二条関係）

許可しない旨の通知書

第　　号

年　　月　　日

申請者　　殿

特定行政庁　　印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第１項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に建築審査会　　に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

様式第18（第五十三条関係）

買　受　計　画　書

決議要除却認定マンションの位置及び住戸の数

〔所在〕
〔住宅戸数〕

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

〔氏名又は名称〕
〔住所又は主たる事務所の所在地〕

１．決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議要除却認定マンションの管理に関する事項

管理の方式	⑴　管理の委託〔相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称〕 ⑵　自ら管理		
管理業務者又は自ら管理する申請者の概要	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	当該決議要除却認定マンションの管理を行う事務所		
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく登録		（有・無）
	登録している場合	登録番号	
		登録年月日	
		専任の管理業務主任者	

２．決議要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期

〔買受け予定年月日〕	年　　月　　日
〔除却予定年月日〕	年　　月　　日

３．決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

	内　訳	金　額（百万円）
支　出		
	計	
収　入		
	計	

４．代替建築物の提供等に関する計画

〔区分所有者又は借家人の意向確認の状況〕 〔代替建築物の提供等の具体的な方法〕